

令和3年度内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善計画のポイント

更なる調達の適切性・透明性の確保、効率性の向上等を目指し、これまで実施してきた各取組について継続して取り組む一方、調達改善計画の策定にあたっては、特に重点的または共通的に取り組むべき事項に絞って取組内容、目標等について計画の項目として掲げることとする。

【共通的な取組】

◎一者応札の改善

入札予定案件の定期的な事前公表、過去の成果物等のホームページ等における公開など積極的な情報提供及び受注実績、資格要件の緩和などの取組を具体的に示し、競争参加者を確保し一者応札の解消を目指す。

第三者機関である入札等監視委員会において当該期間に審議された一者応札の調達について、複数年連続して一者応札であったものを数件抽出し議事概要等をHPへ公表。

⇒ 前年度一者応札案件（3年度も継続のもの）について、件数ベースで2年度以上の改善を目指す。

⇒ 重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行。

【重点的に調達改善に取り組む分野】

◎価格交渉の推進

「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」における取組や、外部専門家（調達アドバイザーやCIO補佐官）の助言による価格交渉の推進。

⇒ 当初提示額から2年度以上の削減を目指す。

◎新たな調達手法を採用した取組

調達の発注規模について、経済合理性等を慎重に検討し、分割発注を試行、多くの者が入札に参加しやすい環境を整備、競争性の向上等に努める。

⇒ 重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行。

⇒ 契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を2年度から試行（案件があれば実施）。

◎ 総合評価の効果的な活用

価格による競争性を向上させるため、可能なものについては、価格点割合の引上げ、または最低価格落札方式へ移行する。

総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定、調達案件や本取組の周知等により、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の拡大、発注候補となる機会の増大を図り、企業のポジティブ・アクション等を積極的に推進する。

情報システムに係る調達等のうち総合評価落札方式等による調達において、マイナンバーカードの利用に係る認定事業者や電子入札事業者を評価項目として設定。
(令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間で実施)

【その他の取組内容】

◎システム関係経費

CIO補佐官の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査、国庫債務負担行為での複数年契約の実施、運用保守業務等の月払いへの変更（中小企業の参入や入札参加者の増加を目指す）。

⇒ 引き続き「システム関係」の調達における経費の適正化を目指す。

◎カード決済

既に水道料金について実施しているカード決済について、他の光熱費についても契約事業者と協議し、支払い事務の簡素化を推進。また、引き続き電子図書等の購入や学会参加費の支払いにおけるカード決済の導入（試行）を実施。

◎旅費の効率化

「旅費業務の効率化に向けた改善計画」（平成28年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定）に基づき、担当者への指導を行うほか、請求時の添付書類の簡略化等の措置を行い出張者への旅費支払いの早期化を図る。

◎業務効率化

電子調達システム（政府電子調達（GEPS））により電子契約の利用促進を図る。

【調達改善の推進体制】

◎ 「内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善推進チーム」を設置、入札等監視委員会、外部有識者（調達アドバイザー等）の意見を積極的に活用しながら、調達改善を推進。